

7月26日は、

町長選挙

野口勝久町長が、平成21年6月25日に退職したことに伴い、新しい町長を決める「杉戸町長選挙」が、7月26日(日)に行なわれます。

◆投票できる人
投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿に登録されるためには、基準となる日現在で、次の要件が必要です。

◆投票できる人
投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿に登録されるためには、基準となる日現在で、次の要件が必要です。

◆投票できる人
投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿に登録されるためには、基準となる日現在で、次の要件が必要です。

◆投票できる人
投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿に登録されるためには、基準となる日現在で、次の要件が必要です。

◆投票できる人
投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿に登録されるためには、基準となる日現在で、次の要件が必要です。

投票日 8月30日(日)
告示日 8月25日(火)
○期日前投票期間
8月26日(水)～29日(土)

問合せ 杉戸町選挙管理委員会 内線 402

8月30日(日)は 農業委員会委員選挙 の投票日です

農業委員会は、農地等利用関係の調整、その他農業全般にわたる問題を総合的に解決していくことを目的とした農業および農業を営む人の一般的利益を代表する機関として、農業委員会等に関する法律に基づき設置されるもので、委員は3年ごとに選挙で選びます。

投票区	地区	投票所
1	西	高野農村センター
2	中央	杉戸町役場
3	東	田宮農村センター
4	南	堤郷農村センター
5	泉	深輪産業団地地区センター

選挙の投票は、投票日に

投票区	投票所
第1	高野台小学校
第2	西公民館
第3	高野農村センター
第4	大栄団地集会所
第5	中央公民館
第6	杉戸中学校
第7	杉戸町役場
第8	杉戸小学校
第9	杉戸第二小学校
第10	広島中学校
第11	佐左工門集会所
第12	田宮農村センター(東公民館)
第13	元東小学校
第14	堤郷農村センター(南公民館)
第15	エコ・スポいずみ
第16	泉小学校
第17	深輪産業団地地区センター

◆投票所入場券を郵送します
投票所入場券は、みなさんのお宅へ郵送します。もし、届かない場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。

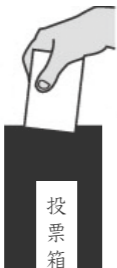
◆選挙公報は新聞(朝刊)折込
新聞折込による選挙公報が発行されます。7月24日(金)までに、朝日・毎日・読売・産経・日経・東京・埼玉(順不同)各紙朝刊に折込します。なお、町内の公共施設にも備えます。

投票日	7月26日(日)
告示日	7月21日(火)
登録基準日	7月20日(月)
選挙人名簿縦覧	7月21日(火)

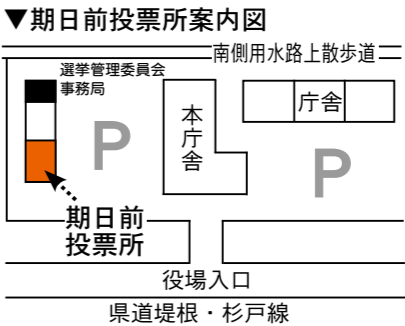
選挙権および被選挙権
①町内に住所を有する人
②年齢が満20歳以上の人
③10年以上以上の農地を耕作し、業務を営む人、または、その同居の親族、もしくは、その配偶者(年間おむね60日以上農業にたずさわる人)
なお、選挙権については、農業委員会委員選挙人名簿(平成21年3月31日確定)に登録されていないけれども、被選挙権については、選挙の期日に満20歳に達し、①および③の要件を備えていれば立候補できます。

投票所で行なうのが原則ですが、当日、会社などの仕事や出張、または旅行中など、何らかの都合で投票できない場合や、病気や出産などのため歩行が困難などの事由に該当すると見込まれる人は、投票日の前に投票することが出来ます。
期間 8月26日(水)～29日(土) (土曜日投票できません)
時間 8時30分～20時
場所 役場文書庫第1会議室
※町長選挙期日前投票所と同じ場所です。
持参するもの 投票所入場券

農業委員選挙
立候補予定者説明会
任期満了による農業委員選挙の立候補予定者説明会を行います。
日時 7月16日(木) 10時～
場所 杉戸町役場
第2庁舎2階第1・2会議室



◆期日前投票の会場が変わりました
選挙の投票は、投票日に投票所で行なうのが原則ですが、当日、何らかの都合で投票できない人は、投票日の前に投票することが出来ます。
なお、今回の選挙より会場が変わりますのでご注意ください。



町長職務代理期間を延長しました

野口町長の病氣療養期間の延長および退職に伴い、現在、平成21年6月19日まで定められている町長職務代理期間を次期町長選挙の執行日となる平成21年7月26日まで延長しました。
職務代理者 杉戸町副町長 倉持正雄
延長期間 平成21年6月20日～平成21年7月26日
※職務代理とは、地方自治法第152条の規定に基づく代理者が長の職務代理者であることを明示し、自己の名をもって、長の職務権限に属する事務を処理すること、その行為の効果は長が行なったものと同じ効果を生ずることとなります。

杉戸町長退任にあたり町民の皆様へ

このたび、私は6月25日付けをもちまして、杉戸町長の職を退任いたしました。
在職中は、町民の皆様をはじめ、各方面の方々から公私ともに格別のご厚情とご指導を賜り心より深く感謝申し上げます。
顧みますと、平成19年4月杉戸町長に就任し、以来2年2月にわたり、皆様から寄せられました信頼と期待に応えるため、微力ながら全身全霊で取り組んでまいりました。しかしながら、最大の選挙公約に掲げた春日部市との合併は、2回の住民投票の結果、賛成多数の支持を得ることができず、任期中、春日部市との合併は困難となりました。この結果を重く受けとめ、責任をとって町長職を辞職することといたしました。
なお、時代の変化の中、合併は今後も大きな課題であり、将来は魅力あるまちを実現できる若い人に夢を託したいと思います。末筆ながら、町民の皆様方のご健勝とご多幸を心から祈念申し上げ、退任のご挨拶とお礼にかえさせていただきます。
平成21年6月

前杉戸町長 野口勝久

今後のまちづくりの方向性

今後のまちづくりにあたっては、財政規模にあった町政運営を行うため新たな行政改革などを視野に入れるとともに、本年度から着手する第5次総合振興計画において、住民の皆様のご意見を伺いながら、新たなまちづくりのビジョンについて築き上げてまいりたいと考えております。
なお、役場職員についても、今まで以上にさらなる厳しさを体感して、意識改革を一丸となつてまちづくりに当たってまいりたいと考えております。

杉戸町長職務代理者

杉戸町副町長 倉持 正雄